

公益財団法人いわて産業振興センターコンプライアンス規程

平成 23 年 3 月 11 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人いわて産業振興センター(以下「センター」という。)におけるコンプライアンスの推進について必要な事項を定め、もって、センターの社会的信頼性の確保と業務運営の公正性の確保に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コンプライアンスとは、センター又は役職員がセンターの業務遂行において法令等(センターの定款、規程、要領等を含む。以下同じ。)を遵守することをいう。
- (2) 役職員とは、理事、監事、センター就業規程第 2 条に規定する職員、センター契約職員就業規程第 2 条に規定する契約職員、センター非常勤職員就業規程第 2 条に規定する非常勤職員、センター委嘱者の任用等に関する規程第 2 条に規定する委嘱者、県派遣職員、県駐在職員及び派遣職員等センターで業務に従事する者をいう。

(役職員の責務)

第 3 条 役職員は、法令等の遵守を最優先に業務を遂行する。

- 2 役職員は、売買、請負、委託先等の契約を行うときは、契約の相手方が法令及び契約を遵守し、不正が生じないように監視、調査等必要な措置をとらなくてはならない。

(公益通報)

第 4 条 役職員は、センター就業規程別表第 4 に規定する懲戒処分に該当する行為等を発見した場合、通報しなければならない。

- 2 センターは、この通報者を保護する公益通報者保護制度を設ける。
- 3 前項の公益通報者保護制度の詳細については、別に定める。

(違反の報告)

第 5 条 役職員は、前条の公益通報以外の定款及び諸規程に違反する行為を発見した場合、また売買、請負、委託先等契約の相手方の法令若しくは契約違反を発見した場合、次条に定めるコンプライアンス委員会に報告しなければならない。

(コンプライアンス委員会)

第 6 条 センターにおけるコンプライアンスの推進について必要な事項を検討するため、コンプライアンス委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第 7 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所管する。

- (1) コンプライアンス違反行為に対する調査並びに対応策及び再発防止策に関すること
- (2) コンプライアンス違反事案又はその恐れのある事案に関する役職員への情報提供に関すること
- (3) 売買、請負、委託先等契約の相手方が、法令違反又は契約違反を行ったとき、契約の解除及び損害賠償請求並びに取引停止に関すること
- (4) その他コンプライアンス推進に必要な事項に関すること

(組織)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 常務理事
- (3) 事務局長
- (4) 各部長

(委員長等)

第9条 委員会の委員長は、理事長をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、常務理事兼事務局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(弁明の機会)

第11条 委員会の議事が、第7条第3号のときは、当該相手方に弁明の機会を与えるものとする。

(委員会)

第12条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(理事会への報告)

第13条 委員長は、第7条第1号に規定するコンプライアンス違反行為に対する調査結果並びに対応策及び再発防止策の概要を、直近に開催される理事会において報告しなければならない。ただし、公益通報者保護規程によるものは、公益通報者の氏名又はその特定が可能となる事項を除くものとする。

(事務局)

第14条 委員会の事務局は、総務事務を所管する担当グループに置く。

(公開)

第15条 この規程は、センターホームページにより公開する。

(改正)

第16条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

(補則)

第17条 この規程の運用に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年3月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。